

『認定こども園自己点検・自己評価リスト』

新旧対照表

新	旧
<p>運営 1</p> <p>5 職員の配置状況は、配置基準等を満たしていますか。</p> <p>着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> 4歳以上の園児：概ね <u>25(30)</u> 人につき1人 3歳以上4歳未満の園児：概ね <u>15(20)</u> 人につき1人 1歳以上3歳未満の園児：概ね6人につき1人 1歳未満の園児：概ね3人につき1人 <p><u>※(経過措置)保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間()内の基準も効力を有する。</u></p>	<p>運営 1</p> <p>5 職員の配置状況は、配置基準等を満たしていますか。</p> <p>着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> 4歳以上の園児：概ね <u>30</u> 人につき1人 3歳以上4歳未満の園児：概ね <u>20</u> 人につき1人 1歳以上3歳未満の園児：概ね6人につき1人 1歳未満の園児：概ね3人につき1人
<p>労務 1</p> <p>2 保育士を任命・雇用しようとするときは、保育士特定登録取消者管理システムのデータベースを、教育職員（幼稚園教諭・小学校教諭等）を任命・雇用するときは、特定免許状執行者管理システムを活用していますか。</p> <p>着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消され 	<p><u>新規追加</u></p>

た者、免許状が失効又は取上げになった者等を上記システムを活用し、確認することが義務づけられています。確認後、各事業者での適切な判断が必要です。

法令等

⑤保育士特定登録者管理システムの運用開始に向けて

(児童福祉法第18条の20の4第3項)

(令和7年6月1日施行))

⑥こ成基第42号 第2 3(2)

⑦児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について

※その他、手引きの改訂により番号・目次番号の変更修正あり

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

[参考資料]

6 自己点検・自己評価の改善

新旧対照表

新	旧
P2 3 自己点検・自己評価の実施方法 (1) 自己点検・自己評価リストの構成 自己点検・自己評価リストは、「運営編」50項目、「会計編」17項目及び「労務編」 <u>26</u> 項目で構成しています。「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。	P2 3 自己点検・自己評価の実施方法 (1) 自己点検・自己評価リストの構成 自己点検・自己評価リストは、「運営編」50項目、「会計編」17項目及び「労務編」 <u>25</u> 項目で構成しています。「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。

新

P5

〔報告先〕

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班

認定こども園・保育所等ホットライン担当

電話番号 078-341-7711 内線2919

旧

P5

〔報告先〕

兵庫県福祉部こども政策課内

認定こども園・保育所等ホットライン

保育の なや み ごと ゼロ

電話番号 # 7 3 5 0

(078-341-7711 内線2920)

※ 固定・IP/携帯電話から通話可能

※ 通話料金は通話者負担

新

P6

認可・認定基準等の整理表

別表

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども			
	3～5歳児		全ての子ども			
職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉		0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人		
	3～5歳児	〈保育所基準〉		3歳児 概ね15人につき1人 4、5歳児 概ね25人につき1人	(保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間この規定は適用しない。)	
	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配 (県独自)	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任)		

旧

P6

認可・認定基準等の整理表

別表

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども			
	3～5歳児		全ての子ども			
職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉		0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人		
	3～5歳児	〈保育所基準〉		3歳児 概ね20人につき1人 4、5歳児 概ね30人につき1人		
	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配 (県独自)	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任)		

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

○ 根拠 法令 等

(1) 法令等一覧

新旧対照表

新	旧
p 10 ⑤ 認可運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準。	p 10 ⑤ 認可運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準。
p 11 ⑧ 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版) <u>(2023(令和5)年5月一部改定・10月一部修正)</u>	p 11 ⑧ 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版) <u>(2022(令和4)年10月一部改定)</u>
p 11 ⑯ 厚生労働省令第132号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第 <u>35</u> 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令	p 11 ⑯ 厚生労働省令第132号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第 <u>34</u> 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

P12

⑤〇 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について〔令和5年6月7日子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知〕

P12

⑤〇 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について〔令和4年11月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知〕

⑥〇 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて

新規追加

⑥〇 こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について〔令和5年3月27日（令和6年3月29日一部改正）厚生労働省子ども家庭局長通知〕

新規追加

※一部抜粋

⑦ 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について

新規追加

※その他、手引きの改訂により、番号および掲載箇所に変更があった法令については掲載ページを修正

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

新	旧																				
p 13 ① 法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	p 13 ② 法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律																				
第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。（以下略）	第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。（以下略）																				
p 19 ④ 幼保運営基準:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	p 19 ④ 幼保運営基準:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準																				
第5条 3 略	第5条 3 略																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね 25 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね 15 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね 6 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね 3 人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員 数	1 満4歳以上の園児	おおむね 25 人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね 15 人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね 6 人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね 3 人につき1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね 30 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね 20 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね 6 人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね 3 人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員 数	1 満4歳以上の園児	おおむね 30 人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね 20 人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね 6 人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね 3 人につき1人
園児の区分	員 数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね 25 人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね 15 人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね 6 人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね 3 人につき1人																				
園児の区分	員 数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね 30 人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね 20 人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね 6 人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね 3 人につき1人																				

附則

(施行期日)

1 この命令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 <略>

p 25

⑤ 認可運営基準:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

第2 職員配置

1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置か

追記

p 24

⑤ 認可運営基準:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

第2 職員配置

1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置か

なければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

附則

(適用期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第2の1の規定は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第2の1の規定は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。

3 <略>

P30

⑥ 特定運営基準:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示

者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

追記

P29

⑥ 特定運営基準:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利

するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

P34

⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(職員)

第33条 略

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

附則

(施行期日)

1 この命令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第33条第2項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業基準」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定

P33

⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
追記

は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 <略>

P56

⑦ 厚生労働省令第132号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第35条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

P79

⑤(1) 児童福祉法

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

1. 略

2. 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

P54

⑦ 厚生労働省令第132号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

P77

⑤(1) 児童福祉法

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

1. 略

2. 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3. 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保

3. 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3・4 略

5 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

6 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

P83

⑤保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて
(こども家庭庁)

<⑤こちらでご確認ください>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html

新規追加

P84

⑥こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する
基本的な指針について〔令和5年3月27日（令和6年3月29日一部改正）〕
厚生労働省子ども家庭局長通知）※一部抜粋

<⑥こちらでご確認ください>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html

新規追加

⑤7 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について

<⑤7こちらでご確認ください>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html

新規追加